

# 官報 号外

昭和六十年十一月二十九日

## ○第百三回参議院會議録第五号

昭和六十年十一月二十九日(金曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第五号

昭和六十年十一月二十九日

午前十時開議

- 第一 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 日本体育・学校健康センター法案(第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

- 一、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(趣旨説明)
  - 二、国家公務員等の任命に関する件
- 以下 議事日程のとおり

### ○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

この際、日程を追加して、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。後藤田國務大臣。

〔國務大臣後藤田正晴君登壇、拍手〕

昭和六十年十一月二十九日 参議院會議録第五号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(趣旨説明)

○國務大臣(後藤田正晴君) 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

政府は、民間における事業活動等に対する公的規制を緩和することを当面の重要課題の一つとして位置づけ、民間活力の発揮、推進に資するため、経済的目的から行われている規制についてはこれを必要最小限のものにとどめ、社会的目的から行われている規制については、その公共性を配慮しながら、できるだけ合理的なものとするとの基本的視点を立脚しつつ、その推進に取り組んでいくところであります。

その一環として、去る九月二十四日の閣議決定「当面の行政改革の具体化方策について」において、臨時行政改革推進審議会の答申で指摘された各分野にわたる規制緩和事項について、個別にその措置方針を決定しております。

今回は、これらのうち所要の法律案を今国会に提出することとされた事項を取りまとめ、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、規制制定の当初に比し、規制対象をめぐる社会経済環境が著しく変化しているものにつきましては、規制を継続する必要性が認められなくなっているものを廃止し、現行の規制の必要性が乏しくなったものはその規制の手段を緩和する等合理化を図ることとしております。

第二に、規制制定の当初に比し、民間能力が向

上しているものにつきましては、国が直接実施している定型的事務であって民間で代行可能なものはこれを代行させることとし、規制対象者の能力が向上しているものは規制の態様、範囲を緩和する等合理化を図ることとしております。

第三に、規制制定の当初に比し、技術革新が著しく進展しているものにつきましては、規制の範囲を緩和し、または規制方式を変更する等合理化を図ることとしております。

この法律案は、以上のとおり、時代の変化等に伴って不要ないし過剰あるいは不合理となつてくる規制を是正することにより、民間活動に対する規制を除去し、あわせて国際的に遜色のない開放性を有する市場の実現に資する観点から、公的規制の整理合理化を行うため、八省、二十六法律、四十二事項にわたる改正を取りまとめたものであります。

なお、これらの改正は、一部を除き公布の日から施行することといたしております。

以上が許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案の趣旨でございます。

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。野田哲君。

〔野田哲君登壇、拍手〕

○野田哲君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、総理並びに閣内大臣に質問をいたします。

まず、内容に入る前に伺いたい第一の点は、この法案の立法手続についての基本的な考え方と国会審議に対する政府の姿勢についてであります。本法案や、さきの通常国会での補助金削減一括法案など、最近の行革関連法案にも見られるように、最近の内閣提出の法案には、性格の異なる数多くの案件を一括して一本の法案として提出する

傾向が目立っております。今回のこの法案も、二十六本の性格の異なる法律を改正しようとするものが一つの法律案になっております。国会は、国会法によって常任委員会が設けられ、法案はすべて常任委員会の審議によって制定、改廃が行われております。今回のような措置は、この国会の常任委員会制度を無視したものであります。

現に、この本会議においても、総理と総務庁長官以外の大臣は、慣例によって三閣僚しか出席していない。しかし、改正される事項を所管している省は、総務庁以外に八つの省の所管事項であります。本来ならば、総理と総務庁長官以外に、八人の閣内大臣にこの席で具体的内容について質問をすべきであります。国会の慣例と質疑時間の制約のためにそれができないのであります。このように、国会の審議権を大きく制約しているものであります。このような法案の出方についてのどのような認識をお持ちであるのか、まずその点について総理の見解を伺います。

第二の点は、臨時行政改革推進審議会の性格についてであります。

臨時行政改革推進審議会は、その設置法第二条でも規定されているように、臨時行政調査会の答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、内閣総理大臣に意見を述べるために設置されたものであります。ところが、最近の臨時行政改革推進審議会の状況は、あたかも臨時行政調査会の延長であるかのようなオールマイティーの審議を行っているのではないかと強い印象を受けました。政府として、国民の強い印象を受けました。政府として、国民の強い印象を受けました。政府として、国民の強い印象を受けました。

昭和六十年十一月二十九日 参議院會議録第五号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(趣旨説明)

七二

さらに総理のお氣に入りの人を集めた私的諮問機関ばかりを重視する中曾根総理のやり方こそ、ま

次に、数点の各論について関係大臣の見解を伺

今回の規制緩和の措置が、国民の暮らしや健康、生命の安全に直接かかわる多くの分野にお

貿易摩擦解消のための公的規制の緩和措置が国民に対する被害にならないよう、国民の健康と安全を最優先にした企業活動のモラルの確

今回の規制緩和措置は、法律事項と政省令、通達事項を含めて、交通、運輸関係が広範な分野に及んでいます。問題は、交通政策を考える基本的態度であります。

日本列島の交通の動脈は何といっても日本国有鉄道であります。この国鉄がこれからどうなるのか、これによって日本列島の交通体系、運賃体系は大きく変わるのではありません。この動脈の扱いが決まらなければ、現在、これからの交通体系の動向が定まらないうちに、トラック事業、バス、タクシー事業、航空事業、海上運送事業についての参入関係、運送約款、運賃関係などについて規制緩和措置をとり、企業の競争原理を導入することは、行政の整合性を欠き、また交通労働者の雇用不安と業界の混乱を増幅させることになるのでは

次に、金融関係について伺います。

金融の自由化と機械化によって金融競争は一層激化し、中小金融機関の合併、倒産も予測され、将来予測として、金融機関関係の従業員は現在の百万人から半減するであろうという見方が生じています。

金融自由化と円の世界化を背景にして、金利規制、店舗規制、業務範囲の規制等の緩和が進められる中で、金利の自由化は、大口規制がCDで六カ月に一年に延長して一億円まで、MMC一口五千万円を二千万円まで自由化するなどの措置が予定されています。また、小口預金金利については、郵便貯金とのトータルバランスなどの環境整備を前提にして、早急に検討を進め、大口に引き続き自由化を推進することとなっています。

このような金利の自由化の推進は、いずれ臨時金利調整法の廃止が考えられているのかどうか。また、当然、金融競争の激化に伴って中小金融機関の倒産、合併などの懸念が予測されるが、預金保険機構の拡充はどのように検討されているのか。さらに、金融機関の競争激化に伴って、合理化、機械化による金融機関従業員の雇用不安対策についてどのように考えておられるのか。金融問題の最後に、労働金庫の問題について伺います。

労働金庫は現在、各県別の組織を余儀なくされておき、貸出先の強い規制、都市銀行などの地方への進出との競合、また、内需の低迷による住宅ローンの低下などにより、預貸率は五〇%を切りつつあります。労働者の預金保護の立場からも、全国統合や労働者貯蓄銀行のあり方等について検討されるべきではないでしょうか。

以上、金融関係の各点について大蔵大臣の考え方を伺います。

最後に私は、地代家賃統制令の取り扱いについて見解を述べ、今後の審議に当たって、同僚議員並びに政府関係者の適切な御判断をお願いしたいと存じます。

今回の規制緩和に関する法案の中に地代家賃統制令の廃止が含まれています。この取り扱いは、次の理由によって今回の規制緩和法案とはなじみにくい問題であります。

その理由は、第一に、同統制令は過去四回、廃止案が国会に提出され、いずれも衆議院において審議未了になっているという長い政治的経過を持っている法案であるだけに、このように二十数件の行政事務手続の改廃を中心とした一括法案の中で扱うことは、不適当な性格を持っています。

第二に、この地代家賃統制令の該当者は、借家で九十万件、借地で三十四万件、合計百二十四万件という多数に上っており、しかも東京、大阪、京都に集中しているのではありません。もし地代家賃統制令の改廃について審議するのであれば、現地の実態調査や関係者からの意見聴取など、慎重な審議を尽くす必要があり、その審議は単独の法案として建設委員会で行われるべきであります。

第三には、地代家賃統制令は、借地法、借家法と深いかわりを持っています。その借地法、借家法についても、現在見直し作業が行われている過程であると同様です。地代家賃統制令の存廃の議論は、借地法、借家法も含め、国民の住宅に対するニーズにこたえるための総合的な土地政策、住宅政策と関連して行われるのが適当な措置

であると考えます。

以上の点から、地代家賃統制令の廃止は本法案から強く切り離して処理すべきであることを述べ、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕  
○国務大臣(中曾根康弘君) 野田議員にお答えをいたします。

まず、一括化の理由でございますが、今回の法案は公的規制の緩和の実現を図るものでございまして、その趣旨、目的が共通であるものを取りまとめて提案した次第でございます。これらは、全体的に把握することが便利であり、また国民の御理解も得やすいと考えております。既に過去十一回にわたりましたこのような一括法の御提出を認めていただいておりますので、

次に、行革審の問題でございますが、行革は国民的課題であり、国民が強く熱望している重大な案件でございます。行革審は、行革といういわば行政の各分野の横断的な課題の検討を行うものでございまして、個別的な行政分野に関する縦割りの各種審議会とはちよと性格が違ふものと考えます。政府といたしましては、行革審のみならず、各種審議会の御提言を十分踏まえつつ、全体としての調和を保ちながら施策を実行してまいりたいと思っております。

臨教審の問題につきましては、これは、教育改革を望む国民の御要望にこたえまして、各界の方々を網羅した審議会として設定されたものでございまして、これは行政各部の施策と密接な関連を持つものも多く、政府全体としての責任で取り組む必要がありましたので総理府に設置した次第でございます。

懇談会の問題につきましては、これは有識者の参集を求めまして個々の御意見を拝聴する、官庁の独善を排して国民の声を行政に反映させる、そういう意味で行ってきておるものでございまして、あくまでこれは政府の責任において施策決定を行い、その決定されたものは、それぞれに

まして国会の御審議を最終的にいたたく、そのようにして民主的統制を行っておるものなのでござい

ます。地方制度調査会の答申でございますが、本日、地方財政に関する当面の措置について答申をいた

たたくことになっておりますが、地方行政運営の自主性、自律性の尊重の観点から、できるだけ

答申の趣旨を尊重してまいりたいと考えております。

自己認証の問題と国民の安全性の問題でございますが、国民の安全を損なわれないように十分注意しつづ、これを行ってまいりたいと考えております。

現在におきましては、このように資本主義が高度化したしまして、日本の品質管理の徹底した成熟ぶり、あるいは製品安全技術の向上ぶりという

ものを見ますと、もはや相当程度、自己認証の運用に当たりますと、生産者の義務と責任においてこれを実行していくことが適当であるという

段階になっていくと思っております。ただ、品質管理の能力あるいは安全性の確保等については政府としても重大な関心を持っておりまして、必要に応じて届け出を行うとか、あるいは違反に対してはその責任に対する措置を行うとか、そういうようなことも担保しております。消費者の安全については十分気をつけておるところでございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)  
〔国務大臣後藤藤田正晴君登壇、拍手〕  
○国務大臣(後藤藤田正晴君) 総理の御答弁を補足してお答えをいたしたいと思います。

昭和六十年十一月二十九日 参議院会議録第五号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(趣旨説明)

がって、その答申の推進に当たる行革審の審議事項が縦割りの他の審議会等と重なるということはありません。行革審は、行政改革に関する施策の推進という観点、この観点に立って調査審議を行っておるのであるということをお答えいたしておきたいと思っております。

行革審は、こういつた観点から政府の諮問に対する答申あるいは意見の提出を行うものでござい

ますが、それをどのように処理をするのかという決定はあくまでも政府自体の責任において行われ

ておいて、他の審議会の答申等と行革審の答申との調整、これはみずから責任を持って処理をしておるといふことをお答えいたしておきたいと思

わけてございます。(拍手)  
〔国務大臣山下徳夫君登壇、拍手〕  
○国務大臣(山下徳夫君) 国鉄の改革や運輸事業の規則のあり方の検討に当たっては、これまで各事業の特性や実態を踏まえて行っているところ

でございます。今後とも運輸政策としての整合性に十分留意するとともに、過当競争による輸送秩序の混乱や労働環境の悪化を来さないよう十分配慮してまいりたいと思っております。

(拍手)  
〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕  
○国務大臣(竹下登君) 私に対する御質問は、金融問題の三点でございます。

まず、現在の預金金利規制は臨時金利調整法に基づきものでございまして、現在、この臨時金利調整法に基づく規制内容を順次変更することによりまして金利の自由化を進めておるところであります。今後、金利自由化の進展状況や金融環境の変化等に応じて、臨時金利調整法そのものの見直しを行うことも考えられないわけではございませんが、今の時点におきましては、小口預金金利の自由化のあり方につきまして検討に着手したばかりでございますので、そこまで断定する状態にはございません。

それから二番目は、金融自由化や機械化等の進展に伴って、競争の激化から来ます金融機関、なかんずく中小金融機関の経営環境が厳しくなる面があるという御指摘は、私もそのとおりであると思っております。中小金融機関の経営にもたらします金融自由化を進めるに当たっての影響、これらに十分注意を払いながら、漸進的、段階的にこれを進めてきておりますので、今後とも預金者を初め関係者にいりやしくも不安を与えたりすることがないように、ただいま御指摘のありました預金保険機構の拡充等も念頭に入れながら健全経営の確保を指導してまいりたい、このように考えております。

それから三番目の労働金庫の問題でございます。労働金庫の全国統合という考え方につきましては、労働金庫業界内にそのような御意見もござい

ます。現在、業界内に委員会を設けて検討をしていらつしやるというふうな承知をしておるところ

でございます。この問題は、金融行政面、そしてこの一方、労働行政面等にまたがりまして問題でございます。当面は、労働金庫業界のそういう委員会を設けての検討というふうなものを含めて、これを見守っておるといふのが現状であります。

(拍手)  
○議長(木村睦男君) 太田淳夫君。  
〔太田淳夫君登壇、拍手〕  
○太田淳夫君 私、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました法律案に対し、総理並びに関係大臣に質問いたします。

法案の問題に先立ちまして、まず本日早朝、週激派の一派による六都道府県二十一カ所及び同時多発ゲリラ行動で、国鉄に未曾有の混乱を生じ、国民に多大な迷惑をかけたことは許せない事件であります。また一面では、高度情報化社会の弱点を端的にあらわしたとも思われますが、総理に再発防止を含めた今後の対応をお尋ねしたいのであります。

次に、ソ連共産党のゴルバチョフ書記長は、去る二十七日、ソ連最高会議において、特に対日関係に言及し、日本との関係改善が可能である旨を明らかにいたしました。明年一月十五日のシエラ

ルナゼ外相の訪日を前にして、極めて注目されるソ連最高首脳の見解であると思われまが、総理はこのゴルバチョフ発言をどのように認識し、評価されているのか。また、我が国政府としての日ソ関係改善のために取り組む具体的な方針をここに明らかにしていただきたいのであります。

さて、総理は、臨調答申にあった行政改革の四つの基本理念を御記憶でしょうか。総合性の確保、変化への対応、簡素・効率化及び信頼性の確保であります。総合性の確保については、国土庁等三庁統合という大きな問題は残っておりますが、総務庁を設置し、検討されてきております。変化への対応については、本法案もその一環としての施策であり、簡素・効率化についても十分とは言えませんが推進中であります。ただ、信頼性の確保についてはほとんど見るべきものはありません。これが中曾根行革の特色を示しているのではないのでしょうか。

信頼性の確保は、行政の民主化の実現でもあります。そのためには、まず地方自治の確立が必要であります。近年、「地方の時代」と言われてきました。実績はほとんどありません。地方行革大綱の策定も余り進捗していません。地方行革大綱の権限移譲、機関委任事務の整理も先送りされております。地方行革を今後どのように進められていられるのか、自治大臣の明確な答弁を求めます。

また、特に行政の民主化に資するものとして、情報公開、プライバシー保護、行政手続法制の整備、こういう問題についてはかけ声だけでは一向に具体化されておられません。これらについては、いつ、政府としての成案を得るおつもりですか。逆にスパイ防止法案というふうなものが出てきてお

てあります。

七三

昭和六十年十一月二十九日 参議院會議録第五号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(趣旨説明)

七四

ります。総理は、行政改革を推進するに当たって、国民の信頼性の確保、行政の民主化をどう考

ておられるのか、見解を伺いたいと思います。本法案には、アクションプログラム関連の事項も盛り込まれております。これはアクションプログラ

ム全体から見ればごく一部のものであります。七月三十日に策定されたアクションプログラムの骨格を着実に実施すれば、我が国の市場は国際的に見て遜色のない開放された市場となるので

しょうか。来年五月の東京サミット、十一月の米国の中間選挙を控えて、政府は来春早々にまた対外経済対策を打ち出さざるを得ないような苦しい

羽目に陥るのではないかと懸念しますが、これまでのような小出しの対症療法的な対策を何回も繰り返すようなことをしてよいのでしょうか。

そこで伺いますが、最近のように各国の相互依存関係がますます深まる現状のもとで、政府は中期的な視野から我が国の経済構造の調整などについて根本的に検討し直してみることが現下緊急の課題ではないかと思

いますが、総理の忌憚のない所見を伺いたいと思います。さて、今年の日本の対米出超額は過去最高の五百億ドル前後になることが懸念されております。一方、円高の定着が貿易収支に反映するには少なくとも一年はかかるとの指摘もあり、来年も大幅な貿易不均衡は続きそうであり

ます。このため、来年の秋に中間選挙などを控えた米国では、年明けとともに再び対日批判が燃え上がるとの見方が強く、政府は今の円高重視の政策路線を容易に変

更できないのではないかと懸念しますが、私は、円高による経常収支赤字の縮小よりも、むしろ円高によるデフレ効果で日本経済はかなりの景気後退を

迫られるのではないかと危惧するものであります。我が国は、いかにして円高による影響が大きい輸出関連中小企業に対する対策について具体的にお伺いしたいのであります。

この円高によるデフレ効果の心配に加えて、米国の経済成長の鈍化、我が国内の消費の伸び悩

み、住宅投資の増勢鈍化、生産不振という、我が国経済が減速過程に入る諸条件が整いつつあるように

思います。このような現状をかんがみ、政府は所得減税、住宅減税、投資減税を早急に実施することにより、対外的にはもとより、対内的にも

より効果的な内需の振興を図ることが最も重要なことであると思ひますが、いかに内需振興を図るつもりか、具体的に総理の所見を伺いたいと思ひ

ます。今回の内需拡大策を見ましても、住宅建設の促進が一つの重要な施策として取り上げられてお

りますが、我が国の住環境が非常に貧しいことを考えれば、それはそれで結構であると思ひます。しかし、都市政策とか住宅政策は、場当たり的に景

気動向に連動して策定されるべきものではないと思ひます。自民党政権の最大の失敗ではなかつたでしょうか。政府は、財政難を理由に国

有財産を切り売りし、あるいは建設投資を刺激するために容積率の見直し、線引きの見直しを行うとしてお

りますが、震災時の避難場所の確保などについてどう考えておられるのか。これらを含めて、政府の都市政策、住宅地政策の基本をお聞

きしたいのであります。民間活力について伺います。財政再建の途上にある現在、政府みずからが財政

支出に依存した積極的政策をとり得ないがゆえに、国有地の有効活用を行革審に諮問してみたり、規制緩和を殊さらデレギュレーションなどと新しい概念であるかのように吹聴して、民間依存の各種施策を遂行しようとするのが総理の言われる民間活力の活用の実態なのではないでしょうか。しかも、国有地の払い下げが政治的疑惑や地

価の高騰を招いたり、規制の緩和が国民の生命や安全性を脅かすことになっては、何のための民間活力の活用なのかかわからず、内需拡大の本旨に逆行することになりかねないのであります。総

理の言われる民間活力の活用とは何を志向し、どのようなことをどのようにすることなのか。その

場合、官民の役割分担をどのように考えているのか。まず、民間活力の活用の意義を明らかにして

いただきたいのであります。次に、本案の提出の理由は、「行政改革の一環として、民間活力の発揮、推進に資するよう公的

関与につき必要なのは正を認るため、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化を行う」ためであるとしてお

りますが、しかしながら、本案による改正項目四十二事項中、廃止されるものはわず

か十一事項にすぎないのであります。形こそ変わっても残り三十一事項は依然として何らかの公的規制が持続することになってお

り

ます。先方が日本に対して善意と友好の気分を強く表明してまいりましたし、米ソ首脳会談というこの

大きな現実も展開してきましたこれらの状況にもかんがみ

まして、大方といたしましては堅持すべきものは堅持し、また話し合うべきものは話し合

う。そして領土問題という重大な、あくまでも我々が貫徹する問題を抱えながらも、包括的に文

化や経済その他の問題について対話を広げていくということとは有益なことではないかと考えてお

る次第であり、政府としてもそれに対して意欲を持って

いると

いうことを表明しておく次第でございます。

次に、行革と国民の信頼性の問題でございますが、民主的な社会におきましては、国民の行政に

対する信頼と理解がなければ行政の円滑な運営はできないものでござ

います。行革は今や天の声であり、国民の強い念願であると考

えておる次第でございます。国民の皆さんの強い御支援を引き

続いております。引き続きお願い申し上げます。

臨調

答申の趣旨を踏まえて、データ・プラ

イバシーの保護の問題、行政情報の公開、あるいは行政手続等各般の仕組

みのあり方につきまして、現在、専門的な調査研究を進めてお

る次第であります。

アクションプログラムにつきましては、関税面

においてはもとより、基準・認証、非関税面にお

いても、我が国の市場が国際水準を上回るような方向にいくように今努力をして、国会の御審議もお願いしているところでもございます。このアクションプログラムの実施スケジュールを確実に実行しつつ、そして外国に対する市場のアクセスというものを前進させまして、日本に対する国際信用を高めてまいりたいと考えております。

また、その一環ともいたしまして、日本がいつまでも四百億ドルとか五百億ドルという膨大な貿易のプラスを維持してこのまま国際社会でやっていけるとは思えません。それにはそれだけの理由がございまして、我が国の品質の優秀性、価格の低廉性、アフターケアの持続性、そういういろいろな長所もあるわけでございます。がしかしながら、いつまでも現実問題としてこのような膨大な黒字を維持していくということは、とても将来も考えられるところではございません。

日本はやはり貿易国家でございますから、輸出入に関するある程度の資金、インベントリー資金も要りますし、対外経済協力に関する資金も要りますし、対外経済投資の資金も要ります。したがって、ある程度の適正量の黒字を持つ必要はありますが、それ以上大きな黒字が累積して毎年続けられていくということは、必ずや国際社会から非難を受けることは必定であります。そういうことも考えまして、国際経済と調和して我が国の社会経済体質をどのように長期的に安定させ調和させていくか、そういう検討の研究会、私のための研究会を発足いたしました。今鋭意検討していただき、その意見の結論を待ちまして我々は適切な処理をしていきたいと考えておるところでございます。

中小企業対策でございますが、円高が二百円前後まで参りまして、一部の中小企業等については一体どこまで進むのかという外国の恩恵から契約が停滞している、あるいは先延ばしされているという状態が出てきております。できるだけこの今の円高の状態というものを適正水準で安定させ

る、持続させる、安心感を与えるということが契約を促進する上にも必要でございます。政府はそのような方針に沿って努力してまいりたいと思っております。

一方においては、中小企業対策もはや行う必要があると思われまして、今朝、関係閣僚で協議いたしましたところでございます。これは二日から始めて、千億円の特別融資の金を用意いたしました。六・八%、とりあえず三月三十一日までこれを発行する。そのほか、信用保険の問題、中小企業に対する金融公庫の問題、マル経資金の融通の問題、あるいは政府関係三機関の融資の暫予や、あるいはそのほかの適切な措置等の問題についても実施してまいりたいと思っております。

次に、今後の内需振興の問題でございますが、先般の政策によりまして、大体概数三兆一千億円に及ぶ内需振興の政策を今実行しておるところでございます。今後、この円高の状況等も見ましまして、ただいまのような政策を実行しつつあるところでありまして、規制緩和、民活等を中心にして、公共の事業分野への民間活力の導入等も着実に推進してまいりたいと思っております。特に、民間活力活用プロジェクトに関する環境整備、住宅建設、設備投資等に関する施策については、諸般の政策を検討して推進してまいりたいと思っております。

二十一世紀に向かっての都市、住宅宅地政策の問題でございますが、高齢化、高度情報化、国際化等の大きな潮流変化が予想されます。それに相応するような安心、安全、安定、そういう線に沿った国民生活及び産業発展の基盤を確保するという住宅、都市政策が必要になってまいりまして、その線に向けて努力してまいります。これには、地方自治体と協力いたしましたし、その創意を尊重し、これを助長していくということが重要であると思われまして、そのように政策を推進してまいりたいと思っております。

民間活力及び官民の役割分担についてでございますが、我が国の経済社会の体質を常に活性化させていくその基本原動力というものは、あくまで民活、民間の力であり、それが民主主義の基礎であると考えております。官民のあり方につきましても、時代の変化等に伴いまして常に見直しを行っていく必要があると思っております。規制の見直しに当たりましても、公共性にも一面配慮しつつ、やはり民間活力が自由に行い得るような領域につきましまして一層これを広げ、充実させてまいりたいと考えておるところでございます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 情報公開、プライバシー保護、行政手続法制についての御質問にお答えをいたしましたと思っております。

行政の円滑化のためには、総理の御答弁のように、何よりも行政に対する国民の信頼と理解が前提でございます。したがって、データ・プライバシーの保護、情報公開、あるいは行政手続のあり方につきましましては、国民の行政に対する信頼を確保し、国民の権利、利益を保護するという観点に立って検討を進めていくことが必要であることは申し上げるまでもございません。

これらの課題につきましては、臨調答申を踏まえた行革大綱に基づきまして、現在、既に政府部内において鋭意専門的に調査研究を進めておる段階でございます。ただ、制度化の時期につきましては、どの課題も我が国の行政にとっては新たな分野の問題でございます。広範多岐にわたる関連領域との調整が必要とされるなど、極めてすそ野の広い問題であり、慎重な配慮と手順が要請をせられるわけでございます。したがって、今のところ、取りまとめの時期等については見直しを申し上げる段階に立ち至っていないということについて御理解を賜りたいと思っております。次に、この法律改正案の意義、効果についての御尋ねございましたが、先般の本院における総

理の所信表明にもありましたとおり、経済社会の活性化と対外経済摩擦の克服は政府の重要な政策課題であつて、公的規制の緩和もその一環でございます。我が国は従来から、ややもすればすべてを政府に依存する、こういう考え方で発展を遂げ、また成果をおさめてきたことは事実でございますが、今日のように民間の資本、人材、技術、情報、こういったことが大変力がついてきた状況をよく考えて、私は、時代の変化に対応して、今日不合理となつておる規制を是正し、民間のエネルギーを最大限に発揮させる環境を整備する、こういうことによつて経済の活性化を進め、市場の開放、内需の拡大に資する必要がある、かように考えているわけでございます。

この法律案もこういった趣旨から御審議をお願いしているところではございますが、この中に盛り込まれておるのは、行革審の答申を受けて行革大綱で措置することとされた二百五十八事項、このうち当面法律改正を必要とされた事項を取りまとして御提案を申し上げておるわけでございます。現在政府が取り組んでおるものの中には、このほかにも極めて広い分野にわたる重要な事項があることを御理解を願いたいと思っております。例えば、預金金利の自由化、あるいはトラック運送事業の参入規制の緩和、航空三社の事業分野の見直し、石油製品の輸入自由化、あるいは基準・認証、輸入プロセスの関係では、今回の法案に盛り込まれておる五事項を含めて八十八事項でございます。こういった全体を見てぜひひとつ御理解と御評価を賜りたい、かように考えるわけでございます。(拍手)

○国務大臣(古屋重君) 地方行革についてお答えいたします。

御指摘の権限移譲、機関委任事務の整理につきましては、臨時行政改革推進審議会の答申を実施に移すために所要の措置を講ずることとしております。法律改正すべきものは次期通常国会に提出

昭和六十年十一月二十九日 参議院會議録第五号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(趣旨説明)

し、政省令につきましては原則として六十年度内に措置をとりたいと思っております。今後においても不断に見直しを行い、地方の自主性、自律性強化のための方策を引き続き積極的に推進する必要があると考えております。

地方公共団体における行政改革大綱の策定はおおむね軌道に乗ってきておるものと考えております。今後とも各地方団体におきまして自主的、総合的な行政改革が進められますよう、必要な助言、指導をしてまいりたいと考えております。(拍手)

〔内藤功君登壇、拍手〕

○内藤功君 私、日本共産党を代表して、いわゆる規制緩和と一括法案につきまして総理に質問をいたします。

まず、法案提出の背景をなしている総理の政治姿勢、すなわち「国際国家日本の責任論」についてであります。レーガン政権がアメリカ商品を日本に売り込むため、日本人の生活スタイルまで変えよと、数十項目にわたる要求を突きつけている。この点について、衆議院本会議で我が党の三浦議員が質問をいたしました。これに対し総理は、国際国家を理由に、その要求を受け入れる姿勢を示したの重大であります。かかる従属的政治姿勢は、輸出及び輸入の両面において国民生活に重大な影響をもたらしております。

第一に、輸出の面についてであります。九月の五カ国蔵相会議の合意に基づく強引な為替介入によって、円が投機の対象にもされ、急騰しました。繊維、陶器、金属食器など輸出型産地の採算レートは二ドル二百二十四から二百三十円であり、それが二百円に達した今、これらの産地は新規契約ストップ、大幅値下げ要求を突きつけられるという危惧的狀況にありま。輸出型産地中小企業に対する特別の長期低利融資など緊急の救済策をとるべきであります。総理の具体的な御答弁を求めたいと思っております。

○議長(木村睦男君) 内藤功君。

〔内藤功君登壇、拍手〕

○内藤功君 私、日本共産党を代表して、いわゆる規制緩和と一括法案につきまして総理に質問をいたします。

まず、法案提出の背景をなしている総理の政治姿勢、すなわち「国際国家日本の責任論」についてであります。レーガン政権がアメリカ商品を日本に売り込むため、日本人の生活スタイルまで変えよと、数十項目にわたる要求を突きつけている。この点について、衆議院本会議で我が党の三浦議員が質問をいたしました。これに対し総理は、国際国家を理由に、その要求を受け入れる姿勢を示したの重大であります。かかる従属的政治姿勢は、輸出及び輸入の両面において国民生活に重大な影響をもたらしております。

第一に、輸出の面についてであります。九月の五カ国蔵相会議の合意に基づく強引な為替介入によって、円が投機の対象にもされ、急騰しました。繊維、陶器、金属食器など輸出型産地の採算レートは二ドル二百二十四から二百三十円であり、それが二百円に達した今、これらの産地は新規契約ストップ、大幅値下げ要求を突きつけられるという危惧的狀況にありま。輸出型産地中小企業に対する特別の長期低利融資など緊急の救済策をとるべきであります。総理の具体的な御答弁を求めたいと思っております。

第二に、輸入の面についてであります。例えば、今行われようとしている革靴など皮革製品の輸入自由化が皮革業界にだけ大きな打撃を与えるか、総理は御存じでしょうか、御認識を伺いたい。業界では、自由化によって革靴関係企業の七割くらいが倒産必至と見ております。本来、革靴の対米輸出量は、アメリカの総輸入量のわずか〇・三八%にすぎません。何らアメリカの利益を侵害していないのみならず、逆に牛原皮の輸入は九割を占めているのであります。業界では、一体、自動車、電機等の輸出の犠牲になぜ革靴業者がならなければならないのかと、強い怒りがわいております。総理はどのようにこの問題に対処をされるお考えか。

以上、具体的に指摘したような事態が生じてきますのは、アメリカが貿易摩擦の根本原因である大軍備拡張政策と膨大な財政赤字に何らメスを入れないところにあります。総理のこの点についての御見解を求めます。

その第一は、アメリカの航空機輸入を前提に航空機関士なしでも運航できるようにしようとする事についてであります。総理は、最近の技術の進歩に対応したもので、安全性に支障はないと答弁しておられますが、これは日航機墜落事故の反省が全く見られない無責任な態度であります。先日の日航機事故のボイスレコーダーでも、事故発生時から墜落までの約三十分間の航空機関士の活躍は筆舌に尽くしがたいものがあります。山下運輸大臣は、我が党の質問に対して、「いたずらに安全性のみを追求して、より速くより経済的という面を無視してよいのか」と、開き直りの答弁をされましたが、総理はこのような無責任な答弁を許すのですか。多くの人命が一挙に失われるという悲惨な航空機事故を防ぐためには、こうした安全無視、利潤追求の政治姿勢こそ改められるべきではありませんか。総理の御答弁を求めます。

第二は、消費生活用品などの安全検査を企業の手にゆだねる自己認証制度の導入についてであります。政府は、企業の製造技術の進歩、品質管理能力の向上により安全は確保されると述べています。この十年間、乳幼児用ベッドなど消費生活用品の事故は年間で二百件を超えております。多数の死亡事故まで発生しているのが実情であります。総理は、通産大臣当時、消費生活用品安全法の審議の際に、「消費者の生命、身体に及ぼす

危害を未然に防止し、安全な消費生活の実現を図ることは、今や最も基礎的な国の責務である」と述べられたことが、今回の措置は、あなた自身が言った最も基礎的な国の責務を放棄することではありませんか。明確な御答弁を求めます。

第三は、地代家賃統制令の廃止についてであります。統制令の廃止は、別に企てられております。借地、借家法の改悪とともに、大企業による新列島改造を促進するために借地、借家人の追い立てを合法化し、容易にしようとするものにはかなりません。統制令の対象戸数は約百二十四万戸に上り、しかもその居住者の多くは高齢者や母子家庭世帯であります。こうした人々に直接打撃を与えることは明白であります。さらに、統制令対象外の地代家賃の引き上げと地価の高騰をもたらすことは必至であります。この廃止によりまして、不当な高額賃料の増額要求や立ち退き問題が統制令撤廃によって、一大社会問題になる危惧をはらんでいる重大問題であります。総理の御認識を伺いたいと思っております。

最後に、一括処理の問題についてであります。二十六の法律、四十二の事項、こういう多岐にわたる公的規制の緩和を一括処理するというこの審議権無視のやり方について、総理は、趣旨、目的が共通すれば一括法案にしてもよいと答弁をされておられますが、とんでもない言い分です。総理、あなたはかつて通産大臣当時、石炭関係三法の手直しを一本の法案で処理しようとした際、衆議院の所管委員会から警告決議を受けて、今後十分慎重に対処していく旨の釈明を行ったことをよもやお忘れではありませんまい。あなたのこととは何ら改める必要はないとおっしゃるのですか。総理の明確な答弁を求めたいと思っております。

質問を終るに当たり、我が党は、貿易摩擦対策並びに民間活力活用の名のもとに対米従属、大企業本位の政策を推進し、日本の勤労者や中小企

業、国民にその犠牲を強いる本法案の成立阻止を目指して奮闘することを明らかにして、私の質問を終るものであります。(拍手)

〔國務大臣(中曾根康弘君) 内藤議員にお答えをいたします。〕

まず、円高に伴う中小企業対策でございますが、現在の円高の進展は大きな流れとしては望ましいものであり、定着を望むものであります。ただ、円高の進展によりまして中小企業を中心とする一部の業界等への影響が懸念されておりますので、中小企業の経営の安定、事業転換の円滑化等を図る必要があり、先ほど来申し上げましたような政府系中小企業金融三機関等による特別融資制度の創設を初めとする諸措置を六十年十二月二日から実施する所存でございます。

皮革問題につきましては、我が国の皮革・革靴産業は中小零細である上に国際競争力にも乏しく、また不況に呻吟している状態であり、しかも、歴史的、社会的にも厳しい状況にあるといふことを十分認識しております。一方において、我が国の皮革の輸入数量制限に対するガット違反の決定や、革靴の輸入数量制限に対するガット提訴に見られるように、米國を初めとする諸外国からの撤廃要求が強いことも事実でございます。政府としては、このような内外の厳しい状況を十分踏まえつつ、ガットの規定に従って関税上の措置に移行のための関係各国との交渉、協議に今全力を尽くしているところでございます。

次に、貿易摩擦の問題でございますが、貿易摩擦の原因については、米國の財政赤字、あるいは高金利、あるいは輸出努力というような問題も重要であります。我が國も、引き続きアクシオンプログラムの完全迅速な遂行、内需の拡大、輸入の増大等に今後とも努めてまいりたいものであります。

航空法の改正の問題でございますが、航空行政におきましても安全の確保が中心でございます。

今後とも安全確保に大きく注意していくつもりでございますが、今回の航空法の改正は、最近の技術の進歩により現行の規定が技術的合理性を欠くようになったためのものであり、安全確保に関する考えは変わっておりません。

現行の航空法では、航空機関士は、「四基以上の発動機を有し、且つ、三万五千キログラム以上の最大離陸重量を有する航空機」にも乗り組ませなければならぬと規定してありますが、今回の改正は、「構造上、操縦者だけでは発動機及び機体の完全な取扱いができない航空機」のみ乗り組ませなければならぬ、このようにしたものであります。

自己認証制と国民の安全の問題でございますが、もとより国民の安全が中心に考えられなければなりません。これらの運用に当たりましては、生産者の義務と責任についての自覚を促しつつ、基準への適合状況、品質管理能力等を的確に把握し、安全等の確保に万全を期してまいります。届け出とか、あるいは責任違反に対する追及措置とか、そういう点も十分考えておるところでございます。

地代家賃の統制令は、住宅事情等の改善によりまして今や不合理なものとなっておりますので改正したいと思っております。現在の住宅事情、統制の事情から見ても、影響は比較的少ないと思っております。

次に、一括処理の問題でございますが、昭和四十九年の石炭対策特別委員会において、今後十分に慎重に対処していく旨所信を述べたことは承知しております。今回の法律案は、一括化するための趣旨、目的の共通性について慎重に判断した上、政府の重要政策課題の一つである公的規制の緩和を図るといふ統一的政策のもとに取りまとめた次第でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 山田勇君。  
〔山田勇君登壇、拍手〕

○山田勇君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となつておりますいわゆる規制緩和一括法案に関連して、総理並びに関係閣僚にお尋ねをいたします。

その前に、既に御承知のように、本日、首都圏及び大阪において、過激派グループによって国鉄通信ケーブルが切断されるという事件が起こりました。これにより、現在でもこれらの地域では国民の足が奪われ、大混乱を招いているところであります。今後このような善良な国民の生活を犠牲にした卑劣な暴力行為が繰り返されることも予想されるところであります。政府としては、犯行の究明に全力を挙げていただきたい。また、このような事件の再発防止にどう取り組んでいかれるおつもりか、お伺いをいたします。

さて、質問の第一は、政府の行政改革の今後の方針についてであります。

簡素で効率的な政府の実現を目指す行政改革は、今日最大の政治課題であり、二十一世紀の我が國の命運を左右するかぎを握っていると言つても過言ではないと思つております。行革に命をかけるという力説をし、国民にも約束をしてきた中曾根内閣も、既に丸三年の歳月が過ぎ去りました。この間に、電電公社を軸とした官業の民営化、また年金制度の改革など、これは一定の前進を見たと言つて可いのであります。しかしながら、その一方で、行政機構や政府の規制の一層の簡素化、それに人員の合理化、補助金の大幅削減、地方出先機関の整理といった行政改革のみなめとも言うべき課題が、既得権益にしがみつく官僚の強い抵抗に遭い、遅々として進んでいない実態は憂慮にたえません。

すなわち、行政改革はやつと二合目あたりになり着いたばかりであり、これからがまさに正念場であります。行革がこのようにこれからの段階にあるにもかかわらず、大型間接税の導入がささやかれているということはまことにゆゆしき事態と言わざるを得ません。行政改革がまだ中途に

も達しない段階で大型間接税の導入を容認するようなことがあれば、税の取りやすさに頼った財政の膨張を許し、せつかくの命をかけた行革も中途で挫折することは自明の理であり、断じてとるべき道ではありません。

そこで、総理にお尋ねをいたします。

行革が中途半端な今日の段階では、大型間接税の導入はしないと国民に約束をしていたと思いますが、それと同時に、行政機構の思い切つた簡素化を今後どう進めていくのか、その手順を国民に明示すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。大蔵大臣並びに総務厅长官の御見解もあわせてお伺いをいたします。

質問の第二点は、公益法人に対する監督の強化についてであります。

近年、特殊法人や認可法人が行革の整理合理化の対象となつていくため、それにかつて財団法人などの公益法人の増設が顕著になってきております。監督官庁の指導により民間企業から無理やりに資金集めが行われ、天下りもあり、また補助金などの財政支出も行われているなど、ゆゆしき事態を招いているのであります。最近においても、民間活力の名のもとに各省庁がばらばらに公益法人をつくり、公的事業分野の非効率性を増幅させようとしているのであります。時流を巧みにとらえ、自己の権益の増大を図ろうとする官僚のしたたかさには恐るべきものがあります。したがって、公益法人制度に関する総合調整権限を総務庁に一元化する同時に、統一の審査基準を策定し、省庁の都合で公益法人が乱設されている現状を是正すべきであると考えますが、総務厅长官の御見解を求めます。

質問の第三点は、許認可権限の地方分権についてであります。

行政機構の思い切つた簡素化、効率化を推進するためには、今回の法案のように、民間企業に対する規制緩和と同時に、行政の実施主体である地方自治体に権限を大幅に移譲し、中央官庁は文字

どおり中央官庁として政策官庁に脱皮することが必要であります。さらに、高齢化社会に対応し、高度で、かつ、きめの細かい福祉政策を展開するために、がんじがらめの中央集権主義や既得権限に固執する中央官庁のセクシヨナリズムを打破し、地方分権を促進し、地方自治体が住民の創意と工夫に基づく施策にゆだねることが不可欠であります。さきの国会で成立しました国の関与、必置規制の整理一括法のみでは余りにも不十分であります。政府は、今後、許認可権限の地方移譲のためのこのような措置を講じられるおつもりかどうか、お答えいただきたい。

また、私は、地方分権の抜本的推進のためには、許認可の一つ一つについて移譲の是非を判断する従来の発想を百八十度転換し、原則として地方に移譲し、一定の基準のもとに国に残すべきものを限定列挙するという方法に根本的に改めるべきだと考えるものであります。この点については総務庁長官の御見解をお伺いいたします。

質問の最後は、円高対策についてであります。最近の急激な円相場の高騰は、輸出関連企業、特に中小企業並びに産地などに深刻な影響を及ぼしつつあります。また、急激な円高の進行は、我が国の経済にも深刻なデフレ効果を与えることが十分に予想される事態となっております。政府の内需拡大策や今回の規制緩和程度による民間活力の導入では、円高に伴う急激な経済情勢の変化には到底抗し得べくもありません。今こそ、拡大均衡型経済政策の積極的展開によって内需を拡大し、輸出関連中小企業を中心とした救済を断行すべきときではないでしょうか。

私は、この観点から、政府はこれまでの縮小均衡型経済運営を改め、来年度は、公共事業費の七〇増額、約二兆円の所得税減税、また約五千億円の投資減税の実施など、積極的な経済政策を講ずべきだと考えますが、大蔵大臣におかれましてはこの点についてどのような御見解をお持ちでしょうか。

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(趣旨説明)

同時に、輸出関連中小企業の救済を図るため、まず第一に、為替変動対策緊急融資、中小企業信用補完制度などの拡充、また、税制面からの支援措置などを内容とする円高関連中小企業対策特別立法を制定する考えはないか。第二に、最近の為替相場に対応し得るよう、企業体質強化のための立法措置を含めた恒久的な措置を講ずる考えはありますか。

以上、二つの点につきまして通産大臣の御見解を求めまして、私の質問を終わります。(拍手)  
 ○国務大臣(中曾根康弘君) 山田議員にお答えをいたします。

税制の見直しにつきましては、先般、税制調査会に對しまして、公平、公正、簡素、選択並びに活力という理念に立脚した望ましい税制のあり方を諮問し、まず減税を、次に財源措置をとる、という順序で答申を求めて、今鋭意検討しております。ところでございます。いわゆる課税ベースの広い間接税の問題につきましても、税制調査会としての一応広範な検討領域の中には入っているのだらうと思っております。これは自由に御議論くださいと、そう申しているからであります。

しかし、私は前から申し上げているとおり、国会の決議がありましたいわゆる一般消費税はやりませんとか、あるいは過去に行っていたいわゆる取引高税とかいうようなものはやりたくはございません、あるいは国会でも既に御容弁いたしましたように、多段階、網羅的、普遍的、投網をかけるような云々と、ああいうような型のいわゆるE・C型付加価値税と申しますか、ああいう型のもはや取りたくありません、そういうふうな申し上げておりました、この考えは変わっておりません。いざいざと申して、税制調査会においてさまざまなお考えが出て、いろいろ議論されて、取れんされ出てくるであらうと思っておりますから、それらを最

最終的に検討してみたいと考えておるところでございます。次に、行革の問題でございますが、行革は現内閣の最大課題の一つである前から申し上げ、国民も、強く御支援をいただき、熱望していらっしゃるおるところで、我々は考えておるところでございます。臨調の線に沿いまして、既に総務庁の設置、あるいは十省庁の内部部局の再編、府県単位の機関の整理、あるいは人員の削減等各般の政策を実施して、ある程度の成果は上げておるものと考えております。今後とも、引き続き地方支分部局の整理合理化、要員の削減あるいは国鉄の改革等、既定の方針に従いまして行政の簡素効率化あるいは特殊法人の簡素効率化等についても全力を注いでまいりつもりでございます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 公益法人の増設、乱設に對する監督強化をどうするか、こういう御指摘についてお答えを申し上げます。これは公益法人は年々増加をしておりますが、これは公益法人が民間による公益活動の担い手として期待をせられておる、こういうことを示すものであるかと考えておるわけでございます。したがって、その数の増加自体は問題ではなくて、要は各省庁が設立の審査を厳正に行うとともに、公益法人が公益目的に沿った適切な活動を行っているかどうかということも十分指導監督する、ここに問題があると考えておるわけでございます。公益法人行政についての総合調整はそのためにも重要な機能でございます。現在、総理府本府において行われておるのでございますが、先般の当庁の公益法人に関する勧告におきましても、今後、総理府本府は総合調整を積極的に行うように求めておるのでございます。

また、公益法人の設立等に関する統一審査基準につきましまして、昭和四十七年、各省庁による公益法人設立許可審査基準等に関する申し合わせがな

されておりますが、今回の勧告では、公益法人に関するより具体的な指導監督方針を統一的に定めるように勧告をいたしておるわけでございます。総理府本府及び各省庁におきましては、この勧告の勧告を受けまして、公益法人設立審査の適正化、公益法人運営に對する指導監督の徹底等に努めておるところであると承知をいたしておりますが、御指摘のような問題が見られるものにつきましまして、さらに一層その是正に努めてまいりたい、かように考えているわけでございます。次に、地方への権限移譲に関するお尋ねについてお答えをいたします。

まず、中央官庁は政策官庁に脱皮をし、地方に思い切った権限移譲を行わなければならない、そのためにはどのような措置を講じようとしておるか、こういうお尋ねでございますが、基本的に、政府も山田議員の御主張と同様な考え方のもとに、地方への権限移譲を積極的に推進すべきであると考えているわけでございます。さきの行革審査申におきましても、国の許認可等の事務について、地方の実情に即した事務処理を行うものについては、極力地方公共団体またはその長等へ委任すべきであるとの考え方のもとに、個別具体的な改善方針が指摘されているところでございます。政府といたしましては、これを受けて、本年九月の閣議決定で、法律改正を要する事項については次期通常国会に所要の法律案を提出する、また、政省令等の改正によって措置すべき事項については原則として昭和六十年中に措置をすることとし、現在、鋭意作業を進めているところでございます。

また、国と地方との権限関係を百八十度転換せよ、こういう御主張でございますが、これについては一つの御意見であると思っておりますが、現在、国と地方がお互いに協力して、一体となって行政を行っておる現行の我が国の地方制度は、基本的にこれを維持すべきものと考えております。ただ、この観点からしまして、国の許認可等の事



務については、原則として、国家的、広域的な見地からの調整が必要なもの、国民の権利義務に重大な関係があり、国全体として統一のかつ公平な運用が必要なもの、全国的に一定の行政水準を維持、達成することが必要なものなどに限られるべきであつて、こういった考えから今後ともさらに許認可権限等の見直しを進めていく必要があると認めております。また、そういう立場のもとに漸次改革を実施したい、かように考えているわけでございます。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇 拍手〕  
○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問、三點ございました。

まず、大型間接税問題については、総理から詳しくお答えがあったところであります。いずれにせよ、今、税制調査会におきましてシャブ税制以来の抜本的改革を目指して税制全般にわたつての見直し作業が行われておるところでございます。この検討結果を踏まえて対処すべき課題であるというふうに考えます。

それから次の問題は、いわゆる円高に関する影響等についてでございます。  
円高の影響の浸透にはかなりの期間を要しますし、したがつて直ちに国内経済全体に大きな影響を及ぼすというものは必ずしもその性格上ございません。円高には輸出の減少等の効果もありませんが、交易条件の改善に伴つて国内の実質所得が増加するというプラス効果もまたあるわけでありませう。また、そもそも円高は、経済摩擦の解消、それを通じた世界経済の拡大に資すると期待されます。中長期的には我が国にとってプラスであると考えられるわけでございます。そういう基本を踏まえまして、一方、内需の拡大について、これは先般決定いたしました内需拡大に関する対策の着実な実施を図つていく、これが最も大切なことであると思つております。

そして、円高によつて影響を受けます輸出関連中小企業、この問題につきましても、先ほどもお

答を申し上げた問題でございますが、先刻、まさに十二月二日からの特別融資制度を充足させる等の措置を講じたわけでありませうので、これによつて対応していきたいと考えておるところであります。

そしていま一つは、いわゆる経済政策全体の、積極的経済政策という観点からの御意見を交えた御質問でございます。

確かに、いわゆる国全体の実質所得が増加していくという円高のプラス効果もありませんが、一方、我が国財政が巨額の公債残高を抱えて大幅な財政赤字を続けておるといふ極めて厳しい状況にあるということを考えてみますと、景気の拡大に財政が積極的役割を果たすという環境にはないと言わざるを得ません。したがつて、公共事業につきましても、国費は抑制せざるを得ないという状態にあります。民間活力の導入を図りながら、事業費の確保に可能な限りの努力をしたいと思います、このように考えております。

また、それに対する個別税制の問題でございますが、これは先ほど来の御議論のように、税制全般にわたつての見直し作業が行われておるさなかでございますので、その方向を見定めることなべく、短期的な経済運営の見地からの減税を行うということは、中長期的に見た場合に適切ではないというふうに考えておるところであります。(拍手)

〔國務大臣村田敬次郎君登壇 拍手〕  
○國務大臣(村田敬次郎君) 山田議員からの御質問は、最近の円高に関連をいたしまして、中小企業対策の特別立法の制定の問題、そしてまた中小企業の体質強化のための立法措置を含めた恒久的措置の問題、二点であつたと思つております。この二点につきましてもあわせて御答弁を申し上げたいと思つております。

先ほど来、総理として大蔵大臣からお話ございましたが、円高による非常な影響が輸出関連企業、中小企業に特に出てきておるわけでございます。

して、実は本日、とりあえず当面の対応として、政府系中小企業金融三機関等による特別融資制度の創設、あるいは中小企業信用補完制度の弾力的運用、政府系中小企業金融機関の貸付枠の確保、また、いわゆるマル経資金と言われております小企業等経営改善資金の活用等の項目を定め、十二月二日からそれら各般の措置を行つていくということを決定していただいたところでございます。

さらに、来年度、六十一年度の措置といたしましては、国際経済上の環境変化等に対応する関連中小企業者を支援するために、政府系中小企業金融三機関に国際経済調整対策等特別貸付制度を創設する、そしてまた、現行の中小企業事業転換法を拡充、延長いたしましたので、税制、金融等の面の助成措置を拡充するなどの施策を講ずべく要求中でございます。実現に向けて最大の努力を払つていきたいと思つております。

中小企業の発展ということ、通産行政のいわば基本であり、それが確保されなければ国民生活は安定していかないわけでございます。従来から技術開発の向上のために、中小企業技術開発促進臨時措置法でございますとか、中小企業の近代化促進のための中小企業近代化促進法でありませうとか、諸般の立法を講じ努力をしておるところでございますが、最近の円高問題は非常に重要な問題だと考えておりました。予算要求、立法措置を含め、現在鋭意検討を続け、また折衝中でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。  
○議長(木村睦男君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。内閣から、原子力委員会委員に向坊隆君を、公害健康被害補償不服審査会委員に中島二郎君、山本秀夫君を、社会保険審査会委員に月橋得郎君を、

運輸審議会委員に隅健三君を、電波監理審議会委員に生田正輝君、田淵節也君を、

日本放送協会経営委員会委員に富谷晴一君を、地方財政審議会委員に胡子英幸君、武田隆夫君、知野虎雄君、松島五郎君、山本成美君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

また、原子力委員会委員、公害健康被害補償不服審査会委員のうち中島二郎君、運輸審議会委員、電波監理審議会委員、地方財政審議会委員のうち胡子英幸君、松島五郎君、山本成美君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よつて、いずれも同意することに決しました。次に、公害健康被害補償不服審査会委員のうち山本秀夫君、社会保険審査会委員、日本放送協会経営委員会委員、地方財政審議会委員のうち武田隆夫君、知野虎雄君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもつていずれも同意することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長下条進一郎君。

昭和六十年十一月二十九日 参議院會議録第五号

審査報告書

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。昭和六十年十一月二十六日

参議院議長 木村 睦男殿 下条進一郎

要領書

一、委員会の決定の理由 本法律案は、今後当分の間大幅に増大する見通しにある一般電気事業会社の設備投資のための資金需要に対処し、電気の安定供給の確保を図るため、一般電気事業会社の社債発行限度の特例措置を当分の間継続するとともに、その社債発行限度額を商法の社債発行限度額の六倍に引き上げる等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、現下の経済情勢にかんがみ、内需拡大策として電気事業者が送配電の高度化、配電自動化、配電線地中化等の積極的な設備投資に努力するよう指導するとともに、最近の円高基調が今後相当期間にわたつて定着することになつた場合には、電気事業等においてかなりの円高差益の発生が予想されることにかんがみ、為替相場、需要の動向、燃料価格等の推移を見極めつつ、円高差益の国民への還元の方途につき料金問題を含め検討を進めるべきである。右決議する。

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。昭和六十年十一月二十一日

参議院議長 坂田 道太

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法(昭和五十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

特例法

第一条中「及びガス」及び「及び一般ガス事業会社」を削り、「これらの会社」を「一般電気事業会社」に改める。

第二条中「又は一般ガス事業会社(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する一般ガス事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)」を削り、「電気事業法第三十九条ただし書又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条」を「当分の間、電気事業法第三十九条ただし書」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般電気事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の六倍を超えてはならない。

第三条中「又は一般ガス事業会社」、「又は商法

第二百九十七条及び「又はガス」を削る。

第四条中「三十万円」を「百万円」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。(施行期日)

2 改正前の一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法第二条に規定する一般ガス事業会社の社債の募集については、昭和六十一年三月三十一日までは、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔下条進一郎君登壇、拍手〕

○下条進一郎君 たいだいま議題となりました一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今後大幅に増大する見込みの一般電気事業会社に係る設備投資の資金需要に対処し、電気の安定供給を図るため、一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例措置を当分の間継続するとともに、その社債発行限度額を現行の商法に定められた社債発行限度額の特例措置である四倍から六倍に引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、電気事業の設備投資及び資金調達の見通し、電力債による公社債市場への影響、電力投資による内需拡大効果、電気料金と円高差益還元問題などについて質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

共産党の市川理事より、本法律案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、円高差益の取り扱い等に関する附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第二 日本体育・学校健康センター法案(第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長林寛子君。

審査報告書

日本体育・学校健康センター法案 右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。昭和六十年十一月二十八日

参議院議長 木村 睦男殿 文教委員長 林 寛子

要領書

一、委員会の決定の理由 本法律案は、国立競技場と日本学校健康会を統合して新たに日本体育・学校健康センターを設立し、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置する体育施設の運営、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等に対する災害給付、学校給食用物資の供

給等の業務を行わせようとするものであり、お  
おむね妥当な措置と認められた。  
なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和六十  
年度一般会計予算に、約四億九百三十七万円が計  
上されている。

附帯決議

政府は、体育の振興と児童、生徒等の健康の保  
持増進を図るため、左記事項について適切な措置  
を講ずべきである。

一、日本体育・学校健康センターの業務の総合的  
かつ効率的運営に努めるとともに、運営審議会  
の委員の選任に当たつては広く関係者の意見が  
反映されるよう配慮すること。

二、学校安全及び学校環境衛生の維持向上と重度  
障害者に対する災害共済給付の一層の改善充実  
を図るとともに、養護教諭の適正配置に努める  
こと。

三、学校給食については、その重要性を十分に認  
識し、学校給食の安全性の確保と質的充実に一  
層努めるとともに、引き続き学校給食用物資の  
供給業務の合理化を図ること。

四、日本体育・学校健康センターの発足に当たつ  
ては、職員の雇用の継続を図るとともに、従前  
の労使間の慣行を尊重し、労働条件が低下しな  
いよう十分配慮すること。

五、体育・スポーツに関する研究・研修、情報提  
供等を一体的に行うための体育研究研修セン  
ター構想の具体化について、所要の措置を講ず  
ること。

右決議する。

日本体育・学校健康センター法案(第百二回  
国会内閣提出、本院議院審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。  
よつてこれを送付する。

昭和六十年十一月二十九日 参議院会議録第五号

昭和六十年十一月十四日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

日本体育・学校健康センター法案  
日本体育・学校健康センター法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 役員及び職員(第八条—第十七条)

第三章 運営審議会(第十八条—第十九条)

第四章 業務(第二十条—第二十七条)

第五章 財務及び会計(第二十八条—第三十八  
条)

第六章 監督及び国の補助(第三十九条—第四  
十二条)

第七章 雑則(第四十三条—第四十九条)

第八章 罰則(第五十条—第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本体育・学校健康センターは、体育の  
振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るた  
め、その設置する体育施設の適切かつ効率的な  
運営、義務教育諸学校等の管理下における児  
童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給  
食用物資の適正円滑な供給その他体育、学校安  
全及び学校給食の普及充実等を行い、もつて国  
民の心身の健全な発達に寄与することを目的と  
する。

(法人格)

第二条 日本体育・学校健康センター(以下「セン  
ター」という。)は、法人とする。

第三条 センターは、主たる事務所を東京都に置  
く。

2 センターは、文部大臣の認可を受けて、必要  
な地に従たる事務所を置くことができる。  
(資本金)

第四条 センターの資本金は、附則第六条第四項  
の規定により政府から出資があつたものとされ  
た額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で  
定める金額の範囲内において、センターに追加  
して出資することができる。

3 センターは、前項の規定による政府の出資が  
あつたときは、その出資額により資本金を増加  
するものとする。

4 政府は、第二項の規定によりセンターに出資  
するときは、金銭以外の財産を出資の目的とす  
ることができる。

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価  
格は、出資の日現在における時価を基準として  
評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必  
要な事項は、政令で定める。  
(登記)

第五条 センターは、政令で定めるところによ  
り、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事  
項は、登記の後でなければ、これをもつて第三  
者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 センターでない者は、日本体育・学校健  
康センターという名称を用いてはならない。  
(民法の準用)

第七条 民法明治二十九年法律第八十九号)第四  
十四条及び第五十条の規定は、センターについ  
て準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 センターに、役員として、理事長一人、  
理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほ  
か、非常勤の理事三人以内を置くことができ  
る。  
(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、センターを代表し、その業務  
を総理する。

2 理事(非常勤の理事を除く)は、理事長の定  
めるところにより、理事長を補佐してセンター  
の業務を掌理し、理事長に事故があるときはそ  
の職務を代理し、理事長が欠員のときはその職  
務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところによ  
り、理事長を補佐してセンターの業務を掌理す  
る。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると  
認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提  
出することができる。  
(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、文部大臣が任命す  
る。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任  
命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、  
補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とす  
る。

2 役員は、再任されることができる。  
(役員の欠格事項)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤  
の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十三条 文部大臣又は理事長は、それぞれその  
任命に係る役員が前条の規定により役員となる  
ことができない者に該当するに至つたときは、  
その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に  
係る役員が次の各号の一に該当するときは、そ  
の役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと  
認められるとき。

日本体育・学校健康センター法案

二 職務上の義務違反があるとき。  
 3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第十四条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(職員の任命)

第十六条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十八条 センターに、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、三十五人以内の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、センターの業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、センターの業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができ

(委員)

第十九条 委員は、センターの業務の運営に関係を有する者及びセンターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、委員

について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 その設置する体育施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用して体育の振興のため必要な業務を行うこと。

二 義務教育諸学校(小学校、中学校又は特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。))の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。))の管理下における児童又は生徒の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。))につき、当該児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十二條第一項に規定する保護者をいい、同項に規定する保護者がいない場合における里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。))その他の政令で定める者を含む。以下同じ。))に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。))を行うこと。

三 学校給食用物資(学校給食(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条に規定する学校給食、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第六十八号)第二条に規定する学校給食をいう。以下同じ。))の用に供する食品その他の物資で文部大臣の指定するものをいう。以下同じ。))の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。

四 体育、学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。以下この号において同じ。))及び学校給食に関する調査研究並びに資料の収集及び提供その他の体育、学校安全及び学校給食の普及充実に関する業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項第二号の業務のほか、高等学校(特殊教育諸学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は幼稚園(特殊教育諸学校の幼稚部を含む。))の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、当該生徒、学生若しくは幼児の保護者又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒、学生若しくは政令で定める者に対し、災害共済給付を行うことができる。

3 センターは、文部大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

4 センターは、前三項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができる。

(義務教育諸学校の災害共済給付及び免責の特約)

第二十一条 前条第一項第二号の災害共済給付は、義務教育諸学校(第四十三條及び第四十四条を除き、以下「学校」という。))の管理下における児童又は生徒の災害につき、学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童又は生徒の災害の被害の範囲については、政令で定める。

3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童又は生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約(以下「免責の特約」という。))を付することができる。

4 センターは、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

(共済掛金)

第二十二条 第二十条第一項第二号の災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

2 前条第三項の規定により災害共済給付契約に免責の特約を付した場合においては、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもつて同項の共済掛金の額とする。

3 センターとの間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該契約に係る児童又は生徒の数を乗じて得た額をセンターに対して支払わなければならない。

4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額(第二項の場合にあつては、同項の政令で定める額を控除した額)のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

5 センターは、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

(学校給食用物資の売渡価格)

第二十三条 センターは、第二十条第一項第三号の規定により学校給食用物資を売り渡す場合の売渡価格を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の売渡価格は、学校給食用物資の買入

れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費(以下「供給に要する経費」という。)の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならぬ。  
(国の補助がある場合の共済掛金の支払及び売渡価格の算定)

第二十四条 センターが第四十二条第三項の規定により補助金の交付を受けた場合において、公立の学校の設置者が第二十二条第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定により公立の学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしていないときは、センターは、当該政令で定める額を公立の学校の設置者に返還しなければならない。

2 センターは、第四十二条第二項の規定により学校給食用物資の供給に要する経費について補助を受けた場合には、当該学校給食用物資に係る前条第二項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食用物資の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。  
(学校給食用物資の供給に関する制限等)

第二十五条 センターは、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。  
2 センターがその供給に要する経費につき第四十二條第二項の規定による補助を受けて供給する学校給食用物資を買い受け、加工し、又は保管する者は、当該学校給食用物資を学校給食以外の用途に供する目的で譲り渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。  
(高等学校等の災害共済給付)

第二十六条 第二十条第二項の災害共済給付については、第二十一条及び第二十二條の規定を準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第二十二條第四項中「保護者」とあるのは、「保護者又は生徒若しくは学生が成年に達して

いる場合には当該生徒若しくは学生」と読み替えるものとする。  
(業務方法書)

第二十七条 センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計  
第二十八条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。  
(事業計画等の認可)

第二十九条 センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
(決算)

第三十条 センターは、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。  
(財務諸表)

第三十一条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を含め、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。  
2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。  
3 センターは、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。  
(区分経理)

第三十二条 センターは、災害共済給付に係る経理、免責の特約に係る経理及び学校給食の用に供する物資の供給に係る経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。  
(利益及び損失の処理)

第三十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。  
2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。  
(借入金)

第三十四条 センターは、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。  
2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。  
3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。  
4 センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。  
(余裕金の運用)

第三十五条 センターは、次の方法による場合を除き、業務上の余裕金を運用してはならない。  
一 国債又は地方債の取得  
二 銀行への預金又は郵便貯金  
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)  
第三十六条 センターは、第二十条第一項第三号の業務として行う場合を除き、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲り渡し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。  
(給与及び退職手当の支給の基準)  
第三十七条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
(文部省令への委任)  
第三十八条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。  
第六章 監督及び国の補助  
(監督)  
第三十九条 センターは、文部大臣が監督する。あると認めるときは、センターに対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができ  
(報告及び検査)  
第四十条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の施設若しくはセンターが学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。  
2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。  
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣の同意等)

第四十一条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林水産大臣が協議して定めるものに関し、第二十三条第一項、第二十七条第一項又は第二十九条(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林水産大臣の同意を得なければならない。

2 農林水産大臣は、センターに対して、第二十条に規定する業務(学校給食に係るものに限る。次項において同じ。)及びこれに係る資産の状況に関し、報告をさせることができる。

3 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、第二十条に規定する業務に関し、文部大臣に対して、第三十九条第二項の規定に基づく監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第四十二条 国は、予算の範囲内において、センターの事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費及び学校給食用物資の供給に要する経費の一部をセンターに対して補助することができる。

3 国は、公立の学校の設置者が第二十四条第四項ただし書の規定により、児童又は生徒の保護者で次の各号の一に該当するものから同項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合において、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、センターに対して補助することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者  
二 生活保護法第六十二条に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

第七章 雑則

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

務処理)

第四十三条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

(損害賠償との調整)

第四十四条 学校の設置者が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)、民法その他の法律(以下この条において「国家賠償法等」という。)による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づきセンターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 センターは、災害共済給付を行った場合において、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等により損害賠償の責めに任ずる者があるときは、その給付の額の限度において、当該災害に係る児童、生徒、学生又は幼児がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時刻)

第四十五条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時刻によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第四十六条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第四十七条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(解散)

第四十八条 センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十九条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第三項、第二十七条第一項、第二十九条、第三十四条第一項、第二項ただし書若しくは第四項又は第三十六条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十七条第二項、第三十六条又は第三十条の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十一条第一項又は第三十七条の規定による承認をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第五十条 第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十九条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第五十二条 第六条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十二條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(センターの設立)  
第二条 文部大臣は、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、センターの設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継ぎなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

(国立競技場及び日本学校健康会の解散等)

第六条 国立競技場及び日本学校健康会は、センターの成立の時に、解散するものとし、それらの一切の権利及び義務は、その時においてセンターが承継する。

2 国立競技場及び日本学校健康会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度は、それらの解散の前日に終わるものとする。

3 国立競技場及び日本学校健康会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度に係るそれぞれの決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定によりセンターが国立競技場の権利及び義務を承継したときは、その承継の時までに政府から国立競技場に対して出資された

額は、センターの設立に際し政府からセンターに出資されたものとする。

5 第一項の規定により国立競技場及び日本学校健康会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

7 前条第一項の規定によりセンターが権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 センターが前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で、国立競技場が昭和四十四年一月一日前に取得したものと及び日本学校健康会が日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)附則第六條第一項の規定により権利を承継したもの(同項の規定により解散した旧日本学校給食会又は旧日本学校安全会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに限る。)に對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

3 センターが前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地(国立競技場又は日本学校健康会が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、国立競技場又は日本学校健康会が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

8 前条の規定の施行の際現に日本体育・学校健康センターという名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

9 センターの最初の事業年度は、第二十八

昭和六十年十一月二十九日 参議院會議録第五号

条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和六十一年三月三十一日に終わるものとする。

10 センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十九條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

11 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれるセンターの従たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所の災害共済給付)

12 センターは、当分の間、第二十条に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。)の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 第二十一条及び第二十二條の規定は、前項の災害共済給付について準用する。

3 第一項の災害共済給付については、第四十四条第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同条第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」とあるのは「附則第十二條第一項に規定する児童」とする。

(国立競技場等の廃止)

13 次の法律は、廃止する。

一 国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)

二 日本学校健康会法

(国立競技場法等の廃止に伴う経過措置)

14 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校健康会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の国立競技場法(第十条及び第十七條を除く。)又は日本学校健康会法(第九條及び第十八條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

15 附則第十三條の規定の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

16 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部(改正)

17 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中国立競技場の項及び日本学校健康会の項を削り、日本赤十字社の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第号)
---------------	---------------------------

(法人税の一部改正)

18 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中国立競技場の項を削り、日本消防検定協会の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第号)
---------------	---------------------------

別表第二第一号の表日本学校健康会の項を削

(印紙税法の一部改正)

19 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中国立競技場の項及び日本学校健康会の項を削り、日本赤十字社の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第号)
---------------	---------------------------

(登録免許税法の一部改正)

20 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中国立競技場の項を削り、日本消防検定協会の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第号)
---------------	---------------------------

(地方税法の一部改正)

21 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「国立競技場」を「日本体育・学校健康センター」に改める。

第七十二条の五第一項第六号中「日本学校健康会」を削る。

第七十三条の四第一項第十二号中「国立競技場」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 日本体育・学校健康センターが日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第号)第二十条第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八條第二項第十七号中「国立競技場」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十七の二 日本体育・学校健康センターが日本体育・学校健康センター法第二十条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定

資産で政令で定めるもの  
(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 昭和六十年一月一日までに取得された前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)第三百四十八条第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、昭和六十年分までの固定資産税又は都市計画税に限り、なお従前の例による。

2 昭和六十年一月一日までに取得された旧地方税法第五百八十六条第二項第二十八号に掲げる土地(同法第三百四十八条第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供するものに限る。)に対して課する特別土地保有税については、昭和六十年分までの土地に対して課する特別土地保有税に限り、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行前にされた旧地方税法第五百八十六条第二項第二十八号に掲げる土地(同法第三百四十八条第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供するものに限る。)の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

〔林寛子君登壇 拍手〕

○林寛子君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るため、国立競技場と日本学校健康会を統合して新たに日本体育・学校健康センターを設立し、体育の

振興と児童生徒等の健康の保持増進を図ろうとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院において先国会に継続審査となり、去る十一月十四日可決、本院に送付されたものであります。

委員会におきましては、統合の利点と今後の運営方針、学校保健教育の充実、学校災害の防止と給付業務の適正化、学校給食における民間委託のあり方、学校給食承認物資の縮小と物資経理からの人件費支出の是非、国立競技場の整備充実、体育研究研修センター構想の具体化等スポーツ振興策、ドラフト制度の高校野球への影響などの諸問題について、参考人をお呼び意見を聴取するなど熱心な質疑が行われました。その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して粕谷委員より、日本共産党を代表して吉川委員より、それぞれ反対の討論が行われました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、五項目から成る各派共同の提案に係る附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君  
副議長 阿具根 登君

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 中野 鉄造君 | 矢原 秀男君 | 小島 静馬君 |
| 抜山 映子君 | 大川 清幸君 | 関口 惠造君 |
| 桑名 義治君 | 馬場 富君  | 名尾 良孝君 |
| 鶴岡 洋君  | 太田 淳夫君 | 佐々木 満君 |
| 服部 信吾君 | 藤原 房雄君 | 長谷川 信君 |
| 井上 計君  | 沖 外夫君  | 堀内 俊夫君 |
| 中野 明君  | 飯田 忠雄君 | 夏目 忠雄君 |
| 柳澤 鍊造君 | 山田 勇君  | 齋藤榮三郎君 |
| 宮澤 弘君  | 杉山 令摩君 | 岡田 広君  |
| 塩出 啓典君 | 原田 立君  | 遠藤 要君  |
| 黒柳 明君  | 和田 教美君 | 中山 太郎君 |
| 福岡日出磨君 | 宮田 輝君  | 岩動 道行君 |
| 田代富士男君 | 多田 省吾君 | 土屋 義彦君 |
| 中西 珠子君 | 田淵 哲也君 | 江島 淳君  |
| 三治 重信君 | 鳩山威一郎君 | 田沢 智治君 |
| 鈴木 一弘君 | 二宮 文造君 | 藤田 榮君  |
| 高木健太郎君 | 伏見 康治君 | 吉川 芳男君 |
| 関 嘉彦君  | 服部 安司君 | 矢野俊比古君 |
| 田中 正巳君 | 中山 千夏君 | 倉田 寛之君 |
| 木本平八郎君 | 青木 茂君  | 志村 哲良君 |
| 下村 泰君  | 守住 有信君 | 曾根田郁夫君 |
| 山田耕三郎君 | 秦 豊君   | 藤井 孝男君 |
| 喜屋武眞榮君 | 石井 道子君 | 岡部 三郎君 |
| 石井 一二君 | 浦田 勝君  | 岩本 政光君 |
| 大浜 方栄君 | 岡野 裕君  | 松尾 官平君 |
| 海江田鶴造君 | 宮島 渥君  | 真鍋 賢二君 |
|        |        | 井上 吉夫君 |
|        |        | 亀長 友義君 |
|        |        | 斎藤 十朗君 |
|        |        | 亀井 久興君 |
|        |        | 大島 友治君 |
|        |        | 平井 卓志君 |

- |        |         |
|--------|---------|
| 小島 静馬君 | 中川 幸男君  |
| 関口 惠造君 | 堀原 清君   |
| 名尾 良孝君 | 沢田 一精君  |
| 佐々木 満君 | 後藤 正夫君  |
| 長谷川 信君 | 北 修二君   |
| 堀内 俊夫君 | 高平 公友君  |
| 夏目 忠雄君 | 坂野 重信君  |
| 齋藤榮三郎君 | 山東 昭子君  |
| 岡田 広君  | 中村 太郎君  |
| 遠藤 要君  | 熊谷太三郎君  |
| 中山 太郎君 | 植木 光教君  |
| 岩動 道行君 | 古賀雷四郎君  |
| 土屋 義彦君 | 大城 眞順君  |
| 江島 淳君  | 川原新次郎君  |
| 田沢 智治君 | 内藤 健君   |
| 藤田 榮君  | 吉村 眞事君  |
| 吉川 芳男君 | 吉川 博君   |
| 矢野俊比古君 | 前島英三郎君  |
| 倉田 寛之君 | 佐藤榮在久君  |
| 志村 哲良君 | 杉元 恒雄君  |
| 曾根田郁夫君 | 竹山 裕君   |
| 藤井 孝男君 | 大河原太一郎君 |
| 岡部 三郎君 | 大木 浩君   |
| 岩本 政光君 | 井上 孝君   |
| 松尾 官平君 | 降矢 敬義君  |
| 真鍋 賢二君 | 岩崎 純三君  |
| 井上 吉夫君 | 金丸 三郎君  |
| 亀長 友義君 | 下条進一郎君  |
| 斎藤 十朗君 | 伊江 朝雄君  |
| 亀井 久興君 | 大鷹 淑子君  |
| 大島 友治君 | 林 道君    |
| 平井 卓志君 | 藤田 正明君  |



昭和六十年十一月二十九日 参議院会議録第五号 議長の報告事項

山内 一郎君	西村 尚治君
加藤 武徳君	初村滝一郎君
松垣徳太郎君	長田 裕二君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君
増田 盛吾君	村上 正邦君
野末 陳平君	工藤万砂美君
水谷 力君	添田増太郎君
田 英夫君	出口 廣光君
林 健太郎君	藤野 賢二君
星 長治君	松岡満寿男君
大坪健一郎君	前田 勲男君
谷川 寛三君	井上 裕君
田代由紀男君	森田 重郎君
高杉 勉忠君	林 寛子君
藤井 裕久君	成相 善十君
堀江 正夫君	増岡 康治君
山本 富雄君	最上 進君
青木 薪次君	坂元 親男君
中西 一郎君	原 文兵衛君
志村 愛子君	梶木 又三君
小林 国司君	小山 一平君
浜本 万三君	石本 茂君
嶋崎 均君	安田 隆明君
上田 稔君	久保 亘君
安永 英雄君	梶原 敬義君
稻村 稔夫君	曾野 久光君
吉川 春子君	下田 京子君
糸久八重子君	久保田真苗君
鈴木 和美君	佐藤 昭夫君
近藤 忠孝君	山田 謙君
佐藤 三五君	大森 昭君
松前 達郎君	安武 洋子君

内藤 功君	村沢 牧君
安恒 良一君	丸谷 金保君
志苦 裕君	山中 郁子君
橋本 敦君	野田 哲君
対馬 孝且君	粕谷 照美君
片山 甚市君	立木 洋君
神谷信之助君	穂山 篤君
和田 静夫君	松本 英一君
竹田 四郎君	小笠原貞子君
市川 正一君	小野 明君
大木 正吾君	上野 雄文君
中村 哲君	八百板 正君
瀬谷 英行君	小柳 勇君
秋山 長造君	上田耕一郎君
宮本 顯治君	
内閣総理大臣	中曾根康弘君
大蔵大臣	竹下 登君
文部大臣	松永 光君
通商産業大臣	村田敬次郎君
運輸大臣	山下 徳夫君
自治大臣	古屋 亨君
国務大臣 (総務庁長官)	後藤田正晴君
科学技術政務次官	内藤 健君
環境政務次官	中馬 弘毅君
厚生政務次官	高橋 辰夫君
運輸政務次官	小里 貞利君
郵政政務次官	畑 英次郎君
自治政務次官	小澤 深君

議長の報告事項  
 去る十五日議長において、常任委員を次のとおり指名した。  
 通信委員 守任 有信君  
 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
 地方行政委員 補欠  
 法務委員 安井 謙君 出口 廣光君  
 補欠  
 辞任 竹山 裕君 石本 茂君  
 出口 廣光君 安井 謙君  
 松岡満寿男君 河本嘉久蔵君  
 予算委員 補欠  
 辞任 斎藤 十朗君 竹山 裕君  
 中野 明君 中野 鉄造君  
 原田 立君 大川 清幸君  
 和田 教美君 高桑 栄松君  
 議院運営委員 補欠  
 辞任 安井 謙君 松岡満寿男君  
 中野 鉄造君 中野 明君  
 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案  
 同日内閣から次の答弁書を受領した。  
 参議院議員奏書君提出中曾根政治の根本的理念に関する質問に対する答弁書  
 同日内閣から、参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇

空港の安全性に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。  
 同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手続に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十一月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。  
 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。  
 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律  
 同日議長はコロンビア共和国ネバデルルイス山爆発による災害に対し、アルパロ・ヴィジエガス・モレノ・コロンビア共和国上院議長宛、次の見舞電報を発送した。  
 去る十一月十三日、ネバデルルイス山爆発により、貴国が未曾有の被害を受けられたことは誠に心痛に堪えません。ここに参議院を代表し、閣下並びに貴国国民に対し深く同情の意を表するとともに、謹んでお見舞申し上げます。  
 去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
 地方行政委員 補欠  
 辞任 神谷信之助君 橋本 敦君  
 法務委員 補欠  
 辞任 橋本 敦君 神谷信之助君

外務委員

辞任 補欠

関 嘉彦君 小西 博行君

文教委員

辞任 補欠

小西 博行君 関 嘉彦君

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

橋本 敦君 神谷信之助君

法務委員

辞任 補欠

神谷信之助君 橋本 敦君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・総合安全保障に関する調査特別委員

辞任 補欠

上田耕一郎君 橋本 敦君

立木 洋君 佐藤 昭夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

理事 三治 重信君 (三治重信君の補欠)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ニカラグア人民の民族自決と日本政府の対応に

関する質問主意書(立木洋君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミ

バエ防除手続に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定に

よる昭和六十年第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
内閣法制局総務主幹	大森 政輔君	内閣法制局第二部長	昭二・二九
内閣法制局第一部長	前田 正道君 (休職)	同	
内閣法制局第二部長	関 守君	内閣法制局第四部長	同
内閣法制局第四部長	工藤 敦夫君	内閣法制局第一部長	同
大蔵省国際金融局長事務代理	橋本 貞夫君 (解職)	昭二・二八	

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百三回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣法制局第一部長	工藤 敦夫君
内閣法制局第二部長	大森 政輔君
内閣法制局第四部長	関 守君
大蔵省国際金融局長	行天 豊雄君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣法制局第一部長工藤敦夫君外三名(同日議長承認)を第百三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠

橋本 敦君 市川 正一君

商工委員

辞任 補欠

市川 正一君 橋本 敦君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・総合安全保障に関する調査特別委員

辞任 補欠

佐藤 昭夫君 立木 洋君

橋本 敦君 上田耕一郎君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を商工委員会に付託した。

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特別法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

新マル優申告書の予約活動に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

ニカラグア人民の民族自決と日本政府の対応に関する質問主意書(立木洋君提出)

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員	辞任	補欠
市川 正一君	橋本 敦君	
商工委員	辞任	補欠
伏見 康治君	矢原 秀男君	
橋本 敦君	市川 正一君	

運輸委員

辞任 補欠

矢原 秀男君 伏見 康治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖浦及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

菅野 久光君 安永 英雄君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特別法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十九日任期満了による再任)

向坊 隆

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査委員会に任命したので、公害健康被害補償法第百十三條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十九日任期満了による再任)  
(同日任期満了の及川富士雄の後任)  
中島 二郎  
山本 秀夫

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同

意を求めめる旨の要求書を受領した。

(十一月十九日任期満了による再任)

月橋 得郎

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求めめる旨の要求書を受領した。

記

(十一月十九日任期満了の亀山信郎の後任)

隅 健三

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求めめる旨の要求書を受領した。

記

(近く辞任予定の前田陽一の後任)

生田 正輝

(十一月十九日任期満了の菊池稔の後任)

田淵 節也

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求めめる旨の要求書を受領した。

記

(八月四日死亡の阿部英一の後任)

富谷 晴一

同日内閣から、左記の者を地方財政審議会委員に任命したいので、自治省設置法第七条第二項の規定に基づき本院の同意を求めめる旨の要求書を受領した。

記

(十一月十九日任期満了の石川一郎の後任)

胡子 英幸

(同日任期満了による再任)

武田 隆夫

(同)

知野 虎雄

(同)

松島 五郎

(同日任期満了の立田清土の後任)

山本 成美

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任 矢原 秀男君

運輸委員

辞任 伏見 康治君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

輸入オレンジのミバエ防除手続に関する再質問主意書(木本平八郎君提出)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和六十年第一・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

去る二十五日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(関法第五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。

日本体育・学校健康センター法案(第百二回国会閣法第一八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

新マル優申告書の予約活動に関する質問主意書

(近藤忠孝君提出)

輸入オレンジのミバエ防除手続に関する再質問主意書(木本平八郎君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の異動年月日

官職名 官職名

官務大臣 谷田 正躬君 特命全權大使 昭二・三

官房領事 移住部長 同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の

者第百三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房領事移住部長 妹尾 正毅君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房領事移住部長妹尾正毅君(同日議長承認)を第百三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 石本 茂君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。

日本体育・学校健康センター法案(第百二回国会閣法第一八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

新マル優申告書の予約活動に関する質問主意書

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。

日本体育・学校健康センター法案(第百二回国会閣法第一八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

新マル優申告書の予約活動に関する質問主意書

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。

日本体育・学校健康センター法案(第百二回国会閣法第一八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

新マル優申告書の予約活動に関する質問主意書

文教委員

辞任 嘉彦君

補欠 小西 博行君

予算委員

辞任 岩助 道行君

補欠 斎藤栄三郎君

決算委員

辞任 石井 道子君

補欠 藤田 正明君

斎藤栄三郎君

岩助 道行君

議院運営委員

辞任 岡野 裕君

補欠 斎藤 十朗君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

商工委員会

理事 市川 正一君(市川正一君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

特定石油製品輸入暫定措置法案(関法第四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(関法第二号)審査報告書

同日内閣から、参議院議員立木洋君提出ニカラ

グァ人民の民族自決と日本政府の対応に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十二月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

小西 博行君

補欠 嘉彦君

石井 道子君

補欠 藤田 正明君

斎藤栄三郎君

岩助 道行君

補欠 斎藤 十朗君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。

日本体育・学校健康センター法案(第百二回国会閣法第一八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

新マル優申告書の予約活動に関する質問主意書

法務委員

石井 道子君 河本嘉久蔵君

岡野 裕君 石本 茂君

斎藤 章君 福田 宏一君

外務委員

斎藤 章君 福田 宏一君

文教委員

斎藤 章君 福田 宏一君

建設委員

斎藤 章君 福田 宏一君

決算委員

斎藤 章君 福田 宏一君

議院運営委員

斎藤 章君 福田 宏一君

外務委員

斎藤 章君 福田 宏一君

文教委員

斎藤 章君 福田 宏一君

建設委員

斎藤 章君 福田 宏一君

決算委員

斎藤 章君 福田 宏一君

議院運営委員

斎藤 章君 福田 宏一君

外務委員

斎藤 章君 福田 宏一君

文教委員

斎藤 章君 福田 宏一君

建設委員

斎藤 章君 福田 宏一君

外務委員

斎藤 章君 福田 宏一君

予算委員

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

斎藤 章君 福田 宏一君

中曾根総理は、去る七月二十七日、軽井沢で行われた自民党セミナーで、教育改革、防衛、靖国神社、アイデンティティなど、中曾根政治の根本的理念に触れる特別講演をされた。

そこで、以下、その内容に関して具体的に質問する。

一 中曾根総理は、その講演の中で、「日本としてのアイデンティティ」や「国家のアイデンティティ」、あるいは「日本のアイデンティティ」などと多用されているが、この場合、総理の認識の中では、「アイデンティティ」には、どのような意味がこめられているのか。

二 一般には、「自己同一性」が「アイデンティティ」とされているが、総理の言われる「国家のアイデンティティ」は、「国家としての独自性」とか、「国家としての歴史の連続性」を意味するのか。あるいは、単に「国家らしさ」、「日本らしさ」に近い表現なのか。

三 中曾根総理が、「国家のアイデンティティ」とか「日本のアイデンティティ」とか言われる場合、その根底には、総理としてのどのような国家像が踏まえられているのか。

この際、中曾根総理の「あるべき国家像」について伺っておきたい。

四 総理の認識の中では、わが国は、経済を第一義とするよりは、「政治国家」あるいは「国際国家」への変革をめざすべきだとお考えか。

五 総理は、先の特別講演の中で、「われわれは国際国家日本へ急速前進しなければならぬ」と同時に大事なことは日本としてのアイデンティティをもう一遍確立することである。」と述べておられる。

「日本としてのアイデンティティをもう一遍確立する。」とは、どういうことなのか。

六 総理はまた、「アイデンティティ」に関する展開の中で、「日本には戦前に皇国史観があり、敗戦後には太平洋戦争史観が出て来た。いわゆる東京裁判史観。この裁判については、終局的な判定を歴史がするだろう。裁かれるに値することもなくはなかつた。しかし、そのとき出て来たのは、日本は何でも悪いんだ、ややもすると自虐的思潮であり、これは今も残っている。」

「いま戦後四十年、天皇陛下在位六十年になつて、もう一度日本のアイデンティティを、いまままでのような思想が外国から入つてきたが、それらを全部澄まして、これだというものを作るときにきた。」と言われる。

中曾根総理の言われる「東京裁判については終局的な判定は歴史がする。裁かれるに値することもなくはなかつた。」とは、戦争に対する反省は、さほど痛切ではないと言ふことか。

七 「いろいろな思想を全部澄まして、これだというものを作るときにきた。」とする表現には、どんな意味がこめられているのか。

八 総理は、戦後民主主義四十年の足跡については、どのような評価を下されるのか。つまり、何を肯定され、何を否定されるのか。

九 総理は、わが国の風潮について、個人主義からの脱却と民族主義高揚の必要性を感じておられるのか。

十 中曾根総理のいわゆる戦後政治の総決算路線にとつては、教育改革による国民の意識変革、防衛問題におけるタブーへの挑戦、靖国神社へ

昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

斎藤 十朗君 岡野 裕君

文教委員

斎藤 十朗君 岡野 裕君

建設委員

斎藤 十朗君 岡野 裕君

外務委員

斎藤 十朗君 岡野 裕君

文教委員

斎藤 十朗君 岡野 裕君

建設委員

斎藤 十朗君 岡野 裕君

外務委員

斎藤 十朗君 岡野 裕君

予算委員

斎藤 十朗君 岡野 裕君

中曾根政治の根本的理念に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
昭和六十年十月十四日

参議院議長 木村 陸男殿 奏 豊

中曾根政治の根本的理念に関する質問主意書

の公式参拝等はすべて一体のもの、相互に関連する重要な政治課題ではないのか。

十一 総理は、過般の訪歐に先立つて、フランス人記者に対し、「私はかつてゴリストといわれたことがある。」と述べておられるが、「ドゴール主義」についてはどのように認識しておられるのか。

十二 総理のブレインと目されている臨時行政改革推進審議会の瀬島龍三氏は、かつて「行革審は将来の国家原理を決めるといふ重要な役割を担っていた。」と発言されたが、中曾根政治も、全体としてめざすところは、新国家像、新国家主義ともいべき方向ではないのか。

昭和六十年十一月十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員兼豊田中曾根政治の根本的理念に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員兼豊田中曾根政治の根本的理念に関する質問に対する答弁書

一から五まで及び七について

中曾根内閣総理大臣が「日本のアイデンティティを確立する」などと述べているのは、国際化の急速な進展の中で、日本文化の全体像を歴史的、かつ、国際的な視野の中で捉えつつ、その特質、外国文化との差異等を明らかにすることにより、いわば日本自身を知るための努力を重ね、併せてその研究成果を海外に提供し、日本文化の国際的理解を深める必要があり、ま

た、このことは、国際国家を目指す我が国にとつて極めて重要な意義を持つ、との考え方に基づくものである。

六について

我が国は、今後とも、過去においてアジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立つて、平和国家としての道を歩むべきものと考えている。

八、九及び十二について

中曾根内閣総理大臣は、民主主義はもとより、平和主義、基本的人権の尊重、国際協調主義など、戦後今日の日本の繁栄をもたらす礎となつた諸原則を高く評価し、今後これを堅持する必要があると考えているところである。

また、中曾根内閣総理大臣は、民主主義の健全な発展を図るためには、国民の一人一人が、国家という共同社会を構成する一員としての自覚を持ち、また、社会的責任を適切に果たすことが重要と考えているところである。

十について

中曾根内閣総理大臣の述べている「戦後政治の総決算」とは、民主主義等の前述の諸原則をあくまで堅持しつつ、従来の基本的な制度や仕組み等について、タブーを設けることなく、新しい目で見直し、良いものは更に伸ばし、戦後から今日までに生じたひずみがあればこれを是正することによつて、二十一世紀という新しい時代を迎えるための準備を進めるといふ意味であり、これを通じ、たくましい文化と福祉の国、平和を志向し、積極的に国際的役割を分担

する国際国家日本をつくつていこうとする考え方を指すものである。

十一について

中曾根内閣総理大臣は、ドゴール元大統領を優れた政治家の一人として尊敬しているものであるが、中曾根内閣総理大臣自身はあくまでも日本の政治家であり、日本の置かれた国際環境の中で、世界の平和と繁栄に積極的に貢献するため努力しているところである。

輸入オレンジのミバエ防除手続に関する質問

主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年十一月八日

本木平八郎

参議院議長 木村 睦男殿

輸入オレンジのミバエ防除手続に関する質問主意書

私は、先般の参議院海外派遣、特定事項調査団の第五班に属し、本年九月四日より約二週間、豪州、ニュー・ジラランド、インドネシア、タイ、フィリピンの五カ国を歴訪、農林水産関係の調査を実施したが、その間見聞した現地事情に関して質問したい。

主題は、豪州産オレンジの対日輸入についてであるが、同輸入は一九八三年から開始され、本年度からいよいよ本格化するに際し、些細なことから現地側に不満、苦情のあることが判明した。すなわち、日本へのミバエ侵入を防ぐため、輸

入オレンジには日本政府の指定する規格、仕様に基づき現地でもEDBによる燻蒸消毒が条件付けられているが、この消毒には日本から検疫官が出張して立ち会いし、オレンジ一個ごとに消毒済みのステッカーを貼付し、かつカートンごとに密封して合格のスタンプを押すことになっている。

そこで、この検査方法について、以下具体的に質問する。

一 日本の港でも到着陸揚げ時に同様の燻蒸消毒を行っているようだが、どういふ場合に二重燻蒸するのか。また、防疫的見地から二重燻蒸する必要があるのか。

二 過去他国の例で、現地での燻蒸が不完全のため、果物が日本到着時、一部にミバエが生存していた例はあるのか。

三 二重燻蒸を止め、彼我いずれか一回で済ます可能性は将来ともないのか。

四 いずれの国に対しても、検疫官派遣の海外出張旅費は相手国負担となつてはいるようだが、貿易摩擦が感情論になりつつある折柄、この費用は日本側で負担してはどうか。

現地での説明によれば、昨年度豪州側が負担した検疫官派遣関係の出張旅費は二五、二〇〇豪州ドル見当で、一豪ドル一七〇円換算として四二八万円である。輸入総額約一億円に対して四・三パーセントだが、こんなわずかな金額で現地の対日感情を刺激することはないと思われる。

現在、豪州との間には日本側の入超でさして大きな貿易摩擦は発生していないが、将来にわたつてその保障はない。かかる国際間の職員派遣費用はレシプロカル

に輸出側が負担する原則は承知しているが、現在日本が貿易摩擦上置かれている国際的ポジションを考えれば、かかるわずかな費用は、対外経済協力費(ODA)的に考えて、日本側での負担がベターではないのか。政府の政治的判断を伺いたい。

五 消毒済みオレンジは一個一個ステッカーを貼り、さらにそれを十六キログラム入りカートンに詰めて密封シールし、日本の立会検査官がスタンプを押捺することになっているが、オレンジ一個ごとのステッカー貼付は不要ではないか。

農水省の説明では、かつて検査後カートンの中味を未消毒のものに入れ替えられた例があるとのことであり、日本陸揚げ後も流通経路をトレースできるようにとの措置らしいが、いかにも過剰な対応で、もつと簡単な方法でカートン中味の入替はチェックできるのではないかと。現地側ではオレンジ一個ごとにステッカーを貼る費用として、ステッカーが一枚十セント、貼る手作業の人件費が一個当たり三十セントで合計四十セント(一豪ドル一七〇円換算でオレンジ一個当たり約六八円)かかり、C&F価格に対しては約二パーセントの負担になっている。

ステッカー貼付は、最終消費者である国民にとつては、コスト負担ばかりで何のメリットもないので、これをやめることについての政府の見解を問う。

六 かかる日本側のダブル・インスペクション(彼我両地での二重消毒)やオレンジ一個ごとのステッカー貼付要求は、輸出国側から、オレンジ輸入に対する非関税障壁、あるいは日本側の嫌がらせと受け取られる可能性があり、金額的には些少なだけに残念である。

七 ミバエ防除については、現在日本が果実輸入を行つている南アフリカ、イスラエルのオレンジ、グレープフルーツ、ハワイのパパイア、フィリピンのマンゴ、台湾のライチ、ボンカン、タンカン、アメリカ合衆国ワシントン州のチェリー等に対し、同様な嚴重消毒措置を要求し、現地側からその改善を要求されていると聞くが、実体はどうか。

八 ミバエ防除について、防疫当局がそれなりに安全を目指し、一連の措置を講じて、事務や手続も完璧を期していることは了解できるが、現在、日本が貿易摩擦を踏まえて対処せねばならぬのは、「外国品を買つてやる」態度ではなく、「なんとかか完つていただいて輸入を増やさなければならぬ」立場であると思われるので、この際、事務方の完璧主義はある程度緩和して、最低安全基準、必要最少限度主義に変え、輸入をスムーズ化する政治的判断と対策が必要と思

うが、政府の考え方を伺いたい。右質問する。

昭和六十年十一月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘  
参議院議長 木村 陸男殿

参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手続に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手続に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

(一) 我が国の輸入植物検疫は、国際植物防疫条約(昭和二十七年条約第十五号)及び植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)に基づき、諸外国からのチチュウカイミバエ等の有害動植物の侵入を防止するため、技術的見地から行つているものである。

(二) 豪州産オレンジ生果実については、同国にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエが発生しているため、現地において、くん蒸、我が国の植物防疫官による実施確認、豪州における検疫が終了している旨の果実への表示、再汚染防止等のためのこん包への封印等技術上の措置を講ずることを条件として特例的に輸入解禁措置を採つたものである。

(三) 輸出国において行われるくん蒸等については、我が国から派遣された植物防疫官による確認等の措置が採られていることから、殺虫が不完全であつたことにより、我が国に輸入された果実からミバエ(生虫)が発見されるという事例は生じていない。なお、ミバエ以外の生存害虫が発見された場合には、我が国への侵入防止のため消毒を行う必要が生じるが、現在までのところそのような事例はない。

(四) 我が国の植物防疫官の輸出国への派遣に要する外国出張旅費については、特例的に輸入解禁を行う際に、解禁要請国(輸出国)側が負担するものとして両国間で合意されているものである。

これは、我が国が輸出国となる場合も同様であり、我が国産の生果実を米国へ輸出するに当たつては、米国の検査官の来日に要する出張旅費は、我が国側が負担しているところである。

五及び六について  
豪州産オレンジの各生果実と同国における検疫が終了している旨の表示をすることは、輸入禁止品を特例的に輸入解禁するに当たり、同国において検疫が終了していることを確認する等のために植物検疫上技術的見地から不可欠の措置として義務付けたものである。なお、表示の実施方法については、両国間の協議により従来の

人手によるラベルの貼付から機械による貼付に改めることに既に合意しており、これにより果実への表示作業は大幅に効率化され、かつ、これに伴う経費も低減すると考えられる。

七及び八について

生果実類の輸入解禁に当たって付す条件は、いずれも植物検疫上技術的見地から必要最小限のものであり、これを緩和することはできない。なお、当該条件の実施方法については、一部の輸出国から改善の要求があるが、これについては、従来と同様、専門家間の協議を踏まえて検討していくこととしている。

昭和六十年十一月二十九日 参議院会議録第五号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五三三(大代) 105

一定  
一〇  
円部